

岐阜市立合渡小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年1月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改訂
令和4年4月改訂
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立合渡小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条、令和元年、本市の中学校3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、みんな笑顔いっぱいでおどせる学校を目指して、児童会による「いじめ0宣言」（第1条 いっつも どこでも だれにでも あいさつをします）（第2条 だれにでもほかほか行動をします）（第3条 だれにでも「さん」づけをします）（第4条 みんなで仲良く遊びます）（第5条 いじめや仲間はずれは絶対にしません）を行い、いじめ問題に対しては「いのち」に関わる最優先事項として取り組んでいる。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）定義

法:第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

(3) いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。**この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。**ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

①「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③「いじめは、見ようと思ってみないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場所で、該当児童生徒に対しした個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり ～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|----------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | |
| | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる | |

（「岐阜市いじめ防止対策推進条例」「教育委員会の方針」「学校に実態」や「校長の方針」等を踏まえ、事項の基本的な考え方）

(6) 保護者の責務等

・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者はその保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめの防止などのための取り組みに協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

〈「分かる・できる授業」の推進〉

- ・すべての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

(2) 安心感を生み出す指導

〈規範意識・主体性・自治力などを育成する指導〉

- ・すべての児童が大切な学級の一員であり、認め・価値付け（朝の会・帰りの会の充実）を行い一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。（ほめほめシャワー）
- ・いじめや暴力、差別や偏見などを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・児童会「いじめを見逃さない宣言」を核にした年間活動計画を基にして、主体的にいじめの未然防止を図り、自治的に温かい人間関係の構築をめざす活動に取り組むよう指導する。（1学期：学級目標交流会、2学期：ひびきあいの活動における中間発表会、3学期：学年末の宝もの交流会）
- ・互いを尊重し合い、望ましい人間関係づくりをめざし、友達の名前は呼び捨てにせず、正しい言葉遣いでコミュニケーションをとれるように指導する。
- ・学校教育全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないこと等について、「その場で、見逃さず、繰り返し」指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。
- ・「心のポスト」「ここタン」の活用紹介など、全職員で児童を見守り、いつでも相談にのり、即問題解決に取り組むことを知らせ、誰もが安心して学校生活を送ることができるように努める。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「4つの約束」・「いじめとは」）を行う。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

①体験活動の充実

様々な人と関わり合って社会性を営み、他人の心の痛みや苦しみを理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

②道徳教育の充実

教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にする心、他を思いやる心、自立の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。

③人権教育の充実

誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(4) 全ての教育活動を通じた指導 自己指導能力の育成

学校における教育活動全体において、学校の生徒指導全体計画をもとにして、以下の3点を留意した指導を充実させる。

- | |
|--|
| ① 児童の自己存在感や自己有用感を高める。（係・当番活動など児童の活躍の場の設定②共感的な人間関係を育成する。）
③自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。 |
|--|

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。（学年通信、懇談会等で指導した内容を具体的に伝える。）また、それらの機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実させる。
- ・児童会で行う集会活動やPTA、地域の方との様々な交流等、自治的な活動を大切にし、連携を図る。

(6) 関係機関との連携

【教育委員会への直ちに報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談センター、

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・傍観者にならないための対応として、「SOSの出し方教育」を、全学級で行う。いじめを発見したとき、どのように対応するのかを学ぶ。また、いじめられていることを隠さずに伝えることが大切であることや、どのように伝えていけばよいのかを教える。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。また、スマート連絡帳やここタンを利用して回答しやすい環境整備を行う。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「4 いじめ未然防止・対策委員会」参照）で調査結果を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。そして、いじめを受けていると思われる事案については、適切かつ迅速に情報共有をして、これに対処する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の連携体制の徹底

- ・いじめ対策監による見守り（校内巡視）や、迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図参照）を生かし、迅速かつ適切な情報共有を確実に行う。
- ・指導のスタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（初動が肝！）

(4) 教育相談の充実

- ・行為の奥にある心情を理解し、児童の心に寄り添う教育相談を実施する。児童一人一人が、「先生に聞いてもらえた」「伝わった」「分かってもらえた」という実感がもてるよう、相談の場と時間の確保と、相談の内容の充実を図る。
- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、教育相談を進める（開発的教育相談）。特に、問題がおきていないときこそ、信頼関係が築けるように日常から不安や悩みを抱える児童に働きかける児童理解を図るように努める（予防的教育相談）。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談にあたる（問題解決的教育相談）。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るように努める。

(5) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修のほか、必要に応じて適宜職員研修を行い各種啓発資料等（「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」）を活用し、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させる。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、対応・連携の在り方等について研修を行う。

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめと疑われる事案が発生したときは、丁寧に事実確認を行い、正しく保護者に状況を伝えることができるように、情報収集を行う。
- ・いじめが確認された後には、いじめた側、いじめられた側ともに保護者へ事実の報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。その際、被害者側の安心確保、加害者側の成長を見届ける指導を大切にする。

- ・いじめの問題がこじれることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(7) 関係機関等との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を解決するために、教育委員会に直ちに報告し、学校だけで抱え込まず、日頃から諸機関（教育委員会・警察・子ども相談センター・エールぎふ・こどもサポート総合センター・民生児童委員・学校運営協議会委員・病院等）とのネットワークを大切に早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、各種窓口を紹介しながら問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法第22条、条例第18条に基づいて明示する。

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実行的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「学校いじめ防止等対策推進会議」を設置する。
- ・構成委員

《 学校職員 》 校長、教頭、（主幹教諭）、生徒指導主事、いじめ対策監、（主任いじめ対策監）、学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
 《学校職員以外》 保護者代表、学校運営協議会委員、民生委員・児童委員、主任児童委員、スクールカウンセラー
 弁護士、医師、人権教育推進委員、主任児童委員 等

- ・推進会議が行う事務（条例：第18条より）

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに関わる相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録および共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童及びその保護者の支援並びに加害児童の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるものの他、当該市立学校の校長が必要と認める事項

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「合渡小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備 考
4 月	・入学式等での「学校いじめ防止基本方針」説明 ・学校だより、ホームページ等による「方針」などの発信 ・児童朝会での「いじめ防止・児童会宣言」と「学級人権宣言」 ・職員研修会の実施①（「方針」前年度の実態と対応の確認） ・PTA総会で「方針」説明 ・個人懇談での保護者からの情報収集 ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の紹介	「方針」の確認 児童会：執行委員

5月	- 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 - 第1回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）実施（学校運営協議会で「方針」の説明） - 児童会による「よいことみつけ」の継続実施	
6月	<u>「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の実施</u> - 授業や集会、児童の取組 - 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 - 児童（保護者）向けネットいじめの研修	対策等の見直し
7月	- いじめについて考える集会（全校→学級） - いじめアンケートの実施 - 第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 - 職員会（第1回県いじめ調査の校内調査報告） - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第1回県いじめ調査
8月	- 岐阜市生徒会サミット（紹介） - 職員研修会②（ネットいじめ・教育相談も含めた研修会） - 校内「いじめ防止対策推進会議」の実施	1学期の取組評価と2学期の取組方針確認
9月	- 学校だよりによる取組の見直し等の公表 - Web ページ等による取組経過の報告	
10月	- 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 - 情報提供アンケートの実施	
11月	<u>「いじめ防止月間」の取組（児童生徒のいじめ防止対策の発表）</u> - 児童集会での「いじめについて考える日」提案（「ひびきあい活動」児童のいじめ防止対策の発表） - いじめ未然防止の学級指導、全クラス実施（人権週間） - 職員研修会③（いじめ未然防止のための研修会）	児童会：執行委員
12月	- 心のアンケート（無記名式）の実施、教育相談の実施 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導などの見届け - 第2回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」 - 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施（中間交流）	第2回県いじめ調査
1月	- 職員会（第2回県いじめ調査の校内調査報告） - 各指導部での教職員による本年度の成果と課題 - 情報提供アンケートの実施	2学期の取組評価と3学期の取組方針確認
2月	- 児童会による取組のまとめ - 校内「いじめ防止等対策推進会議」の実施 - 心のアンケート（記名式）の実施、教育相談の実施 - 第2回「学校いじめ防止等対策推進会議」（外部含む）の実施（学校運営協議会で取組の報告）	児童会：執行委員
3月	- 第3回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（年間） - 学校だより、Web ページ等による取組の報告と次年度の取組の説明 - アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け	第3回県いじめ調査（国の調査も兼）

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「学校いじめ防止等対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長

の指導のもと役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。（初動が肝！）
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方につなげ、見直す指導に努める。（背景に迫る）
- ・いじめを受けた児童に対しては、3カ月は、常に校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・同様にいじめをした児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど事後の対応を中・長期的に行う。

（２）「重大事態」と判断された時の対応（法第２８条・条例第２０条に基づいて明示）

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、学校評価において次の３点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
- ① いじめの未然防止の取組に関すること
 - ② いじめの早期発見の取組に関すること
 - ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査(アンケート等)について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申し立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を５年とする。
（岐阜県におけるいじめ防止等のための基本方針）令和３年４月１日改訂参照
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和６年８月参照）

○指導記録について

- ・１事案１ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応

の記録を確実に残す。

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時おこない、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立合渡小学校
令和7年4月改定

いじめの疑いのある情報

教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート ここタン など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

複数の教職員へ

情報をつかんだ職員

校長 教頭

いじめ対策チームの組織

関係教職員を招集

組織的対応（流れ、役割等）

学級担任

いじめ対策監

直ちに報告（報告様式&電話）

学年主任

生徒指導主事

養護教諭

学校安全支援課へ報告

情報共有

傾聴と共感

被害児童

被害児童保護者

安心 信頼

最優先で対応

- ・複数（2名以上）のチームでの聞き取り
- ・事実特定できるまでは、聴取することに徹する

聞き取りⅠ

情報提供者

周辺の生徒（学級、班、部活等）

状況把握
情報集約

被害者が所属する集団のリーダー

被害児童

聞き取りⅡ

すり合わせをしながら
何度でも確認

加害児童

被害児童

辛さや不安に
寄り添う

事実確認
事実の特定
全容把握

事実関係の概ね一致

家庭連絡Ⅰ

学校安全支援課へ報告 関係機関等との連携

個別の加害状況に応じて指導内容は変わるが、意識に迫る指導をする。（「行為」のみで終わらない）

加害児童への指導

被害児童への支援

当事者同士の
納得感

生き方に
関わる指導

校長 教頭

心に寄り添う
声かけ

思いを伝え合う場の設定

家庭連絡Ⅱ

保護者の困り感に
寄り添う言葉

校長 教頭

学校管理下で起きたこと
について謝罪 含

加害児童保護者へ

被害児童保護者へ

保護者の
正確な説明
納得感

学校で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

家庭訪問で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

学校安全支援課へ「収束」報告 関係機関との連携

保護者同士の会の設定（学校立会い原則）

支援・指導

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

見届け

校長、いじめ対策監、教頭、生徒指導主事、
学年主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの児童への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り